

令和5年度 越前市地域クラブ活動 モデル事業 実施要項

※本要項での目的や措置、用語は、令和5年度に限定した考え方や使用とする。

趣 旨

少子化等の中でも将来にわたり越前市の子どもたちが、スポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することを旨とする。

地域クラブ活動の目的

- (1) 休日における越前市内の中学生の活動の場と専門的な指導を受ける機会を増やす。
- (2) 市民の主体性を活かし、越前市のスポーツ、文化芸術の振興を図る。
- (3) スポーツ、文化芸術活動を通して越前市の中学生の健全育成を図る。

協議会の設置

「全体会」と「実務者連絡会」を併せ「越前市の子どもたちの新たな活動環境構築に係る協議会」（以下「協議会」と称す）を設置し、子どもたちの新たな活動環境の構築の推進を図る。協議会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

「全体会」は全委員によって、子どもたちの新たな活動環境の構築に向けて、モデル事業等の方向性を協議する。

「実務者連絡会」は、種目代表者と総括コーディネーター、事務局がモデル種目の課題等について情報共有を行い、活動が円滑に進むために協議する。

総括コーディネーター配置

総括コーディネーターは、市会計年度職員として採用し、期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【業務内容】

- ・越前市における子どもたちの新たな活動環境を創出するための業務を行う。
- ・協議会において、子どもたちの新たな活動環境構築に係る事項を提案し、推進する。
- ・地域クラブ団体や各中学校等との連絡を密に行い、活動が円滑に進むよう調整を行う。

事業実施期間

モデル事業とする期間は当年3月末までとする。

地域クラブ活動

地域クラブ活動とは、地域クラブの指導者が、土曜日（原則）に活動を希望する中学生に指導する活動。ただし、平日のみ活動している部活動については、平日も認める。

参加者

参加を希望する生徒 （※令和5年度は原則として、学校の当該部活動に所属している生徒）

地域クラブ団体

スポーツ・文化芸術とも、協議会が認定した団体とする。

指導者および指導について

指導者は、地域クラブ団体に所属するなど、その種目・分野における専門性や資質・能力を有している者（希望する教職員等含む）で、県または市の主催する研修を受講することを条件とする。

指導者は、福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針」II新たな地域クラブ活動（3）②に基づき、適切な指導を行い、報酬を受けて従事する。なお、教職員については、市教育委員会から兼職兼業の許可を得て指導に従事する。兼職兼業にあたっては、福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針」II新たな地域クラブ活動（3）④教師等の兼職兼業に基づき許可をする。

活動内容

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

協議会は、地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

活動日、活動時間

活動日は、原則として土曜日とし、3時間程度とする。

活動場所

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の小中学校の施設も活用する。

公共施設を使用する場合、地域クラブ団体の代表者は、使用許可申請書を施設管理者に提出すること。施設使用料は市教育委員会主催事業なので、免除とする。

会費

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を設定する。

保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や協力者、参加する生徒等に対してケガ等を補償する賠償責任保険に必ず加入する。

学校との連携

活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

※地域クラブ活動の実施にあたり不都合等が生じた場合、協議会の審議を経た上で適宜、本要項を改訂することがある。